

# ○警察官の通勤承認願及び職員の海外旅行

承認願の取扱いについて (平成15年1月9日  
岩警第15号警察本部長)

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

岩手県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）に基づく警察官の通勤承認願及び職員の海外旅行承認願の取扱いについては、下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 警察官の通勤承認願の取扱い（訓令第17条関係）

#### (1) 承認基準

通勤承認願に対する承認の可否を判断する基準については、申請者が次のいずれかに該当する事由を有し、かつ、業務遂行上支障がなく、訓令第17条第1項又は第2項の基準を超える区域（以下「管外」という。）からの通勤がやむを得ないと所属長が認めた場合とする。

ア 本人又は同居の家族が、疾病により特定の医療機関に通院治療を要する場合

イ 育児を行う職員で、当該職員の配偶者が常態として当該子を養育できない場合

ウ 同居の家族の中に要介護者がいる場合

エ その他管外通勤を必要とする特別な事情がある場合

#### (2) 申請及び承認方法

##### ア 申請

(ア) 定期人事異動等により異動の内示を受けた警察官が、当該異動先において管外からの通勤を希望する場合は、内示後直ちに異動先の所属長に通勤承認願を提出すること。

(イ) (ア)以外の警察官が、管外からの通勤を希望する場合は、通勤承認願書を所属長に提出すること。

##### イ 承認

申請を受けた所属長は、申請の内容を上記承認基準に照らして速やかに可否を決し、その結果を申請者に通知すること。

なお、上記(ア)による申請については、人事異動発令前にその可否を決し、その結果を申請者に通知すること。

## 2 職員の海外旅行承認願の取扱い（訓令第18条関係）

### (1) 承認基準

海外旅行承認願に対する承認の可否を判断する際は、当該職員の不在中における職務遂行の支障の有無及び渡航先の治安情勢等を総合的に勘案して判断すること。

### (2) 申請及び承認方法

#### ア 申請

職員が海外旅行をしようとするときは、海外旅行承認願に必要により旅行計画書を添付して、出発の40日前までに承認を受けられるように申請すること。

#### イ 承認

申請を受けた所属長は、申請の内容を上記基準に照らして速やかに可否を決定し、その結果を申請者に通知すること。

なお、承認に当たっては、渡航先の治安情勢等渡航に際しての指導・助言を行うなど、当該職員の海外旅行中の安全確保に配慮すること。

### (3) その他

所属長は、所属職員からの海外旅行申請を承認したときは、速やかに当該海外旅行承認願の写しを警務部警務課長に送付するものとする。